

令和 年度

〇〇工事に係る設計業務委託

仕 様 書

委 託 期 限	令和 年 月 日
---------	----------

地方独立行政法人 大阪市博物館機構

設 計 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

I. 業務概要

1. 業務名称 ○○工事に係る設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称

(2) 敷地の場所

(3) 施設用途 美術館、博物館

令和6年1月 国土交通省告示第8号 別添二 (第12号 第2類)

3. 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項について、「□」印がついたものについては「■」印がついたものを適用する。

4. 設計と条件

(1) 設計内容

- ・
- ・

(2) その他

☐ 対象施設に係る設備の実施設設計に伴い、下記内容の実施設設計も行う。

- ・
- ・
- ・

☐ 参考とする標準図・既存図面について

- ・

☐ 積算について

- ・
- ・

☐ 設計作業工程について

監督職員と打合せのうえ、設計作業工程表を作成し、調整すること。

なお、各成果物の作成時期は下表を参考とする。

項 目	予 定 時 期
☐ 確 認 申 請 の 申 請	
☐ 設 備 図 面	
☐ 内訳明細書、積算数量算定書および見積比較表	

☐ その他

(3)敷地条件

☐ a.敷地面積

☐ b.用途地域

☐ 第一種中高層住居専用地域

☐ 近隣商業地域

☐ 第二種中高層住居専用地域

☐ 商業地域

☐ 第一種住居地域

☐ 準工業地域

☐ 第二種住居地域

☐ 工業地域

☐ 準住居地域

☐ 工業専用地域

☐ c.防火地域

☐ 防火地域

☐ 準防火地域

☐ その他

(4)施設条件

☐ a.施設規模

施設	計画面積 (延べ面積)	構造	階数 地上/地下	工事種別	標準図
☐	約 m ²				
☐	約 m ²				
☐	約 m ²				
☐	約 m ²				

☐ b.耐震安全性の分類

「市設建築物の耐震計画技術指針(平成9年4月 大阪市都市整備局営繕部)」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

建築	☐ a 種	☐ b 種	☐ c 種	☐ b' 種	☐ c' 種
建築設備	☐ a 種	☐ b 種	☐ c 種	☐ b' 種	☐ c' 種

(5)その他の条件

☐ 附帯施設の設備について

附帯する門扉・擁壁等の構造物の設置及び外構等の屋外工事にかかわる設備の設計も合わせて行うこと。

☐ 参考とする標準図について

4. 設計と条件(2)施設の条件a. 施設規模の表の標準図欄に「有」の記載がある場合は、標準図を使用又は参考として設計を行うこと。

☐ 改修・解体設計について

☐ 設計の対象となる既設建築物のアスベスト含有建材(保温材等)の有無について、図面及び現地確認を行うこと。あわせて必要に応じてサンプル採取を行うこと。

☐ 新增築に伴う既設建築物の設備改修(法令適用によるものも含む)の設計を行うこと。

☐ 既設建築物について参考となる図面が無い場合、現地調査のうえ現況図面を作成すること。

☐ 既存棟撤去にかかわる設備

☐ 仮設棟撤去にかかわる設備

☐ 建築設計は本機構が別途委託する建築事務所で行うので、随時調整すること。

☐ 設備設計に係る構造関係規定における法適合確認(構造設計一級建築士による確認)業務は本委託に含む。なお、受注者又は協力者の中から構造設計一級建築士を定めること。

Ⅱ. 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部編最新版)による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

☐ 基本設計(建築・設備)に関する業務(別紙のとおり)

b. 実施設計

☐ 実施設計(建築・設備)に関する業務(別紙のとおり)

c. 意図の伝達業務

☐ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務

(2) 追加業務の内容及び適用範囲

※下記に記載されていない各関係機関との協議、各種申請書の作成及び手続きなどは、全て一般業務に含まれるものとする。

[積算業務]

積算数量算出書の作成

単価作成資料の作成

見積書の徴集

見積検討資料の作成

積算数量拾分け用区分図の作成

[協議・申請関係]

確認申請手続業務(確認済証交付までの質疑応答、資料作成含む。手数料の納付は除く。)

建築基準法第7条の6(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)に伴う協議、申請書等の作成及び申請手続き業務

防災計画評定又は防災性能評定に関する協議、申請書等の作成及び申請手続き業務

(防災計画書要否判定にかかる書類の作成及び申請手続き業務は一般業務に含む)

消防用設備等の設置緩和に係る協議、申請書(着工届等共通図書届出書)等の作成及び申請手続き業務

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)第13条に基づく協議、申請書等の作成及び申請手続き業務(適合性判定が必要な場合)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)第20条に基づく協議、申請書等の作成及び申請手続き業務

「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に係る各関係機関との協議、申請書等の作成及び申請手続き業務

大規模建築物以外に必要な協議、申請書等の作成及び申請手続き業務

(排水設備計画及び公共下水道施設築造工事に係る協議、申請書等の作成及び申請手続き業務)

(消防水利、消防活動空地等の協議、申請書等の作成及び申請手続き業務)

大阪市建築物の環境配慮に関する条例に基づく建築物環境配慮制度の再生可能エネルギー利用設備の導入検討に係る届出書の作成及び届出手続き業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係る協議

「高圧ガス保安法」に係る協議

騒音・振動に係る特定施設及び届出施設の協議

[各種説明用資料等]

[その他]

建築計画の企画、立案に係る業務

敷地、既存建築物及び周辺に関する調査、実測、関係機関との調整

設備計画の企画、立案に係る業務

概略工事工程表の作成

リサイクル計画書の作成

標準図修正

アスベスト含有の恐れのある建材の除去に係る業務

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

適用基準等の年版等は最新版による。

a. 共通

官庁施設の基本的性能基準(国土交通省)

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)

官庁施設の総合耐震診断・改修基準(国土交通省)

建築工事設計図書作成基準(国土交通省)

建築設備計画基準(国土交通省)

建築設備設計基準(国土交通省)

建築設備工事設計図書作成基準(国土交通省)

公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)

建築物解体工事共通仕様書(国土交通省)

建築設備耐震設計・施工指針(財団法人 日本建築センター)

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン(大阪府)

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱(建築物編)(大阪市)

大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要綱・同実施(技術)基準(大阪市)
 公共建築物の屋上緑化設計指針(大阪市)
 環境配慮型官庁施設計画指針(国土交通省)
 建築物環境計画書作成マニュアル(大阪市)
 大阪市建設リサイクルガイドライン(大阪市)
 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(環境省)
 その他関係法令等

b. 積算

公共建築工事積算基準
 公共建築工事標準単価積算基準
 公共建築設備数量積算基準
 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編、設備工事編)・同解説

注)特記なきものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

(3) 提出書類

設計業務委託共通仕様書による

(4) 業務計画書

設計業務委託共通仕様書による

- ☐ 公益社団法人 日本建築積算協会が付与する建築積算士
☐ 管理技術者届(管理技術者は公募時に提出された管理技術者とする)

(6) 貸与資料等(電子データについては、複製してもよいが業務終了後削除すること)

貸 与 資 料	摘要
a. 共通 ☐ 基本計画関係図書	電子データ
譲 渡 資 料	摘要
☐ 監督職員通知書 ☐ 既設建物現況図及び解体建物参考図 ☐ その他必要な資料等	

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

- (a) 業務着手時
 (b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
 (c) その他 ()

(8) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分の範囲、履行期限

- ・範囲 ()
- ・履行期限 ()

(b) 成果物の提出場所 (地方独立行政法人大阪市博物館機構)

(c) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、機構が行う事務並びに機構が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。
この場合において著作者名を表示しないことができる。
 - ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
- 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(e) 工事契約等に関連する質疑回答書案の作成について

本業務の成果物を利用した工事契約や施工確認等の各段階で生じる設計内容に関する質疑事項については、監督職員からの内容確認に応じること。

3. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成 果 物 等	提出形態、部数	摘要
a. 設計図	A1又はA3で作成した 図面 各1部 (まとめ方は監督職員 の指示による)	電子データ共 (CADデータ 及びPDF)
b. 積算	A4又はA3 各1部	電子データ共
☐ 積算数量算出書		
☐ 内訳明細書		
☐ 別紙明細書		
☐ 別紙内訳書		
☐ 代価表		
☐ 内訳書作成資料		

☐ 単価に関する資料 (見積書、見積比較表、単価根拠等)		(建築) ①材料価格等を定める物価資料は下記とする。 ・建設物価(建設物価調査会) ・積算資料(経済調査会) ・建築コスト情報(建設物価調査会) ・建築施工単価(経済調査会) ・メーカーカタログ(単価表) ②製造業者又は専門工事業者の見積もり価格等を参考に価格を算定する際は、三者見積とし、業者ヒアリングの上価格を定める
c. 資料・提出図書等 設計に必要な計算書・資料等	A4又はA3 各1部	電子データ共
(その他) ☐ 省エネルギー関係計算書 ☐ コスト縮減検討項目及び計算書 ☐ 各種技術資料 ☐ リサイクル計画書(実施設計段階) ☐ 建築物移動円滑化基準チェックリスト ☐ 設計図書を補完する説明図 ☐ 既設昇降機の新耐震基準の遡及改修に関する資料(図面等) ☐ 法令関係 ・建築基準法関連 ・消防法関連 ・条例関連 ・その他 ☐ 打合せ記録	A4又はA3 各1部	電子データ共

(注):CADデータの保存形式については、DXF形式及びオリジナル形式とする。

尚、オリジナル形式とは、CADソフトで作成した電子データを指す。

4. 連絡先

大阪市中央区大手前3丁目1-43ホテルプリムローズ大阪3階

地方独立行政法人 大阪市博物館機構

事務局(施設管理課) TEL:06-6940-4301